

## 6. 対策・施策の実施体制

### (1) 行政における率先的役割と波及

- 各主体が自らの責任を自覚し、地球温暖化対策を進めるよう促すためには、まず、エネルギーや燃料の消費者である政府自らが率先して温室効果ガスの削減に努めるべきである。
- 政府においては、既に「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（平成14年7月19日。以下「実行計画」という。）」を定めその結果を公表しており、まずは同計画の目標（平成18年度までに13年度比で温室効果ガス総排出量を7%削減）の達成に向けて、本年度中に完了する一般公用車の低公害車への切替えに加えた一層の低公害車化や、排出量の約半分を占める庁舎・施設の電気・燃料使用を削減に向けたグリーン診断・ESCOの導入に意欲的に取り組むべきである。その上で、企業、公共部門間に共通のルールが策定されたときは、そのルールに従って温室効果ガスの把握・公表を行うとともに、対策の強化に努めるべきである。
- また、地方公共団体や一部事務組合・企業団においても、地域の各主体の範となるべく、庁舎、公立学校、公民館、病院、廃棄物処理施設、上下水道を含めた実行計画を策定し、その着実な推進を図る必要がある。
- 大綱の見直しに当たっては、こうした先導的な事業の推進を、独立行政法人、公益法人などの公的機関などにも働きかけ、広く事業者や住民の取組へと波及させることが重要である。

### (2) 国民、産業界、NGO・NPO、労働組合等の各主体の役割分担の明確化と連携した取組の推進

- 大綱の評価の結果、各省ごとの所管を越えて、需要サイドと供給サイドの多くの関係主体の一体的な取組によって高い効果が発揮される対策が、需要サイドと供給サイドの各主体の役割分担が曖昧で、連携した取組が進んでいないために、十分な成果が現れていないことが明らかになった。
- 京都議定書目標達成計画の策定に当たっては、国と地方公共団体の取組に加え、製造

業者、販売業者、エネルギー供給者、利用者等としての事業者、消費者、NGO・NPOの役割分担を明確化するとともに、これら各主体の連携による取組を促す対策・施策の充実が図られるべきである。

- また、供給サイドの事業者と需要サイドの消費者を結びつける役割が期待される労働組合には、生産や流通の現場において、脱温暖化製品の開発・生産、ラベリングの徹底、生産プロセスや物流の省エネ化など、事業者の地球温暖化対策を牽引する職場運動の担い手として活躍するとともに、地域生活の場において、企業の枠を超えた生活者として、マイカー利用から他の通勤手段への変更や、職場の専門的知識も活かした地域の地球温暖化対策の担い手として活躍することなどが期待される。

### (3) 地域における対策の展開と地方公共団体の役割

- 日本各地で各主体の地球温暖化対策への参加を促すためには、各府省の壁を越えた連携施策の集中導入により、他の地域の模範となる先進的モデル地域が、目に見える形で数多く創出されることが重要である。
- また、こうした取組の波及効果を高めるためには、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員が主体的に参加することが期待される。
- さらに、地域のきめ細かな環境行政の担い手である地方公共団体がイニシアティブを発揮することが不可欠である。地方公共団体は、地球温暖化対策推進法に基づき、京都議定書目標達成計画を勘案して、その区域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策（地域推進計画）を策定し、実施する努力が求められる。
- 地方公共団体は地域で地球温暖化対策を推進する責務を有するが、京都議定書の6%削減約束の履行は、国際法により国に課せられた義務であり、これを遵守するための対策については国が責任を持って実施していく必要があること、地方公共団体による温室効果ガス排出抑制対策の便益は当該地域に限定されず、全国的に及ぶものであることから、特に積極的な地方公共団体の取組については、補助を含め、国が積極的に支援することが適当である。
- このため、関係省庁が協力して地球温暖化対策の地域における取組をバックアップす

るため、地方公共団体と連携して、エネルギー関係者、経済団体、消費者、NGO、都道府県地球温暖化防止活動推進センター等の参加を得た連絡会議を地域ブロックごとに設置することが適当である。

#### (4) 温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者の役割

- 京都議定書目標達成計画では、地球温暖化対策推進法の規定に基づき、「温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関し策定及び公表に努めるべき計画に関する事項」を定めることとなる。
- 温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者にあつては、温室効果ガスの種別、発生源及び排出抑制対策の態様も多様であることにかんがみ、効果的な対策を推進するため、単独に又は共同して、排出抑制等のための措置に関する計画を策定するよう努めるべきである。
- 計画を策定する事業者は、その規模及び形態が多様であるため、それぞれの実情に応じて創意工夫を凝らし、最善の努力を目指して計画を策定するべきである。この場合、事業者が当該計画においていかなる要素及び内容の計画を策定するかは、その自主性に委ねられるが、対策を効果的に推進していく観点からは、排出量又はエネルギー消費量の絶対量又は原単位に関する定量的な目標を盛り込むこと、また、対策分野・部門を横断的に見て、当該事業者についても最も費用対効果の高い対策を推進することが望まれる。さらに、温室効果ガスの排出の少ない製品の開発、廃棄物の減量化等、他の主体の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置についても可能な範囲で計画に盛り込むべきである。
- 計画を策定した事業者は、当該計画を公表するよう努めるとともに、当該計画に基づき講じた措置の実施状況についても公表するよう努めるべきである。